

身体拘束等適正化のための指針

1：身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束には、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。放課後等デイサービスくれよんプラス（以下「事業所」という。）では、利用者の人間としての尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束の廃止及び適正化に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施のために日常的に以下のことに努めます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活の確保に努めます。
- ② 言葉や具体的な支援・対応で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の気持ちや思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応を心がけます。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由を安易に妨げるような行動は行いません。
- ⑤ 安易に「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者が主体的な時間を過ごせるように努めます。

<利用契約書に定める内容>

サービス提供にあたっては、サービスの対象者又は、他のサービス対象者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

(1) 根拠となる法律・身体拘束禁止の規定

- ・ 児童虐待防止法
- ・ 障害者虐待防止法

「指定通所支援の提供に当たっては、利用者又は他のサービス対象者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。」「やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」と児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準に規定されています。